

## 平成 27 年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1. 市立病院事業

## (1) 病 床 数

一般病床	605 床
感染病床	8 床
計	613 床

## (2) 年間延患者数

入院患者数	173,118 人
外来患者数	241,785 人
計	414,903 人

## (3) 1日平均患者数

入院患者数	473 人
外来患者数	995 人

## (4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備	560,000 千円
○千駄堀地区新病院建設工事	834,500 千円
○千駄堀地区新病院実施設計	583,200 千円
○千駄堀地区新病院工事等監理委託	46,654 千円

## 2. 市立東松戸病院事業

### (1) 病 床 数

一 般 病 床 198 床

### (2) 年間延患者数

入 院 患 者 数 52,484 人

外 来 患 者 数 41,650 人

計 94,134 人

### (3) 1日平均患者数

入 院 患 者 数 143 人

外 来 患 者 数 171 人

### (4) 主要な建設改良事業

○緩和ケア病棟改修事業 48,000 千円

## 3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員 50 人

### (2) 年間延利用者数

入 所 者 数 17,568 人

通 所 者 数 490 人

計 18,058 人

### (3) 1日平均利用者数

入 所 者 数 48 人

通 所 者 数 2 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	市立病院事業収益	17,106,717	千円
第1項	医業収益	15,267,528	千円
第2項	医業外収益	1,550,644	千円
第3項	看護学校収益	180,538	千円
第4項	保育所収益	108,006	千円
第5項	特別利益	1	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	2,495,693	千円
第1項	医業収益	1,875,466	千円
第2項	医業外収益	620,226	千円
第3項	特別利益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	255,289	千円
第1項	施設事業収益	239,536	千円
第2項	施設事業外収益	15,752	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	17,106,717	千円
第1項	医業費用	16,262,682	千円
第2項	医業外費用	492,110	千円
第3項	看護学校費用	198,758	千円
第4項	保育所費用	123,165	千円
第5項	特別損失	2	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,495,693	千円
第1項	医業費用	2,418,530	千円
第2項	医業外費用	72,161	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	255,289	千円
第1項	施設事業費用	253,143	千円
第2項	施設事業外費用	1,144	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 414,008千円は、過年度分損益勘定留保資金 409,594千円、減債積立金 4,414千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	市立病院資本的収入	2,797,950 千円
第1項	企業債	1,957,500 千円
第2項	県支出金	71,900 千円
第3項	出資金	604,655 千円
第4項	負担金	38,290 千円
第5項	投資	2 千円
第6項	固定資産売却代金	125,602 千円
第7項	寄附金	1 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	339,291 千円
第1項	企業債	20,000 千円
第2項	出資金	319,289 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	寄附金	1 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	3,944 千円
第1項	出資金	3,942 千円
第2項	固定資産売却代金	1 千円
第3項	寄附金	1 千円

支 出

第1款	市立病院資本的支出	3,027,558 千円
第1項	建設改良費	2,351,253 千円
第2項	投          資	80,160 千円
第3項	償    還    金	586,145 千円
第4項	予    備    費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	520,721 千円
第1項	建設改良費	100,500 千円
第2項	償    還    金	415,221 千円
第3項	予    備    費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	6,914 千円
第1項	建設改良費	2,000 千円
第2項	償    還    金	4,414 千円
第3項	予    備    費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
千 駄 堀 地 区 新 病 院 業 務 移 行 準 備 事 業	平成 27 年度 から  平成 30 年度 まで	15,000 千円
市 立 病 院 新 総 合 電 子 医 療 情 報 シ ス テ ム 賃 借 料	平成 27 年度 から  平成 33 年度 まで	2,500,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械整備事業	560,000 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立病院 千駄堀地区 新病院建設事業	1,397,500 千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	20,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業 300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立病院事業

(1) 職員給与費	9,693,485 千円
(2) 交際費	129 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 職員給与費	1,551,610 千円
(2) 交際費	40 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 職員給与費	188,654 千円
-----------	------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業	2,474,626 千円
2. 市立東松戸病院事業	130,078 千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	血管造影X線診断装置	1 式
		マルチスライスCTスキャナ	1 式

平成 27 年 2 月 24 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次